

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	建設政策課	整理番号	2-1
処分の種類	道路公社の役員解任			
根拠法令条例等・条項	地方道路公社法第16条第1項			
処分の概要	道路公社の理事長・監事について、法令で定めた要件にあたる時はその役員を解任しなければならない。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令に処分基準が具体的、かつ、明確に定められているため)</p> <p>【参考】地方道路公社法</p> <p>(役員解任)</p> <p>第16条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(役員欠格条項)</p> <p>第15条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて道路公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)</p> <p>二 前号の事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)</p>			
基準の制定根拠	—			